

事 務 連 絡

平成17年9月6日

各府省庁法令担当官 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について  
(照会)

貴府省庁(外局を含む。)所管の法律(未成立、未施行のものを含む。)のうち、下記の法律名を引用しているものがありましたら、その法律名及び該当条項を別添様式により、本月9日(金)17:00までにメール又はFAXにより、下記担当者あてに御回答いただきますようお願いいたします。

なお、該当がない場合にも、その旨御回答願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律(昭和23年法律第75号) 全条項
- 2 検察官の俸給等に関する法律(昭和23年法律第76号) 全条項

《本件の連絡先》

法務省大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 真崎、清水

TEL [REDACTED] (直通)

FAX [REDACTED]

E-mail [REDACTED] (真崎)

[REDACTED] (清水)

別添

(府省庁名： )

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

参考

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

| 法 律 名                                 | 条 項    |
|---------------------------------------|--------|
| 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律                 | 第6条第4項 |
| 昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律 | 第1項第3号 |

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

| 法 律 名                                 | 条 項       |
|---------------------------------------|-----------|
| 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律                 | 第6条第4項    |
| 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 | 第7条第3項    |
| 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 | 第13条第3項   |
| 日本郵政公社法                               | 第57条第3項   |
| 国家公務員倫理法                              | 第2条第2項第4号 |
| 国家公務員倫理法                              | 第2条第3項第3号 |
| 国家公務員倫理法                              | 第2条第4項第2号 |
| 独立行政法人通則法                             | 第59条第3項   |
| 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律        | 第5条第2項    |
| 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法   | 第7条第3項    |
| 昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律 | 第1項第3号    |

事 務 連 絡

平成 1 7 年 9 月 6 日

各局部課法令担当官 殿

大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について  
(照会)

貴局部課所管の法律（未成立，未施行のものを含む。）のうち，下記の法律名を引用しているものがありましたら，その法律名及び該当条項を別添様式により，本月 9 日（金）17：00 までにメール又は FAX により，下記担当者あてに御回答いただきますようお願いいたします。

なお，該当がない場合にも，その旨御回答願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 5 号） 全条項
- 2 検察官の俸給等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 6 号） 全条項

《本件の連絡先》

大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 真崎 ( )，清水 ( )

TEL ( ) (直通)

FAX ( )

E-mail ( ) (真崎)

( ) (清水)

別添

(部局課名： )

- 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

- 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

[illegible]

参考

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

| 法 律 名                                 | 条 項    |
|---------------------------------------|--------|
| 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律                 | 第6条第4項 |
| 昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律 | 第1項第3号 |

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

| 法 律 名                                 | 条 項       |
|---------------------------------------|-----------|
| 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律                 | 第6条第4項    |
| 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 | 第7条第3項    |
| 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 | 第13条第3項   |
| 日本郵政公社法                               | 第57条第3項   |
| 国家公務員倫理法                              | 第2条第2項第4号 |
| 国家公務員倫理法                              | 第2条第3項第3号 |
| 国家公務員倫理法                              | 第2条第4項第2号 |
| 独立行政法人通則法                             | 第59条第3項   |
| 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律        | 第5条第2項    |
| 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法   | 第7条第3項    |
| 昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律 | 第1項第3号    |